事業者の皆さま、健康診断機関・医療機関の皆さまへ

2022（令和4）年10月１日から

歯科健診の結果報告が すべての事業場に義務化されます

- 有害な業務※に常時従事する労働者に対し、事業者は歯科健康診断の実施を義務づけられています。（労働安全衛生規則第48条）
- 労働安全衛生規則が改正され、10月１日からは、常時使用する労働者の数にかかわらず、すべての事業場に報告が義務付けられます。

※有害な業務とは（労働安全衛生法施行令第22条第3項）
塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務

有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（新設）

今回の改正で報告様式も変わります。10月１日からは新しい様式を使用してください。

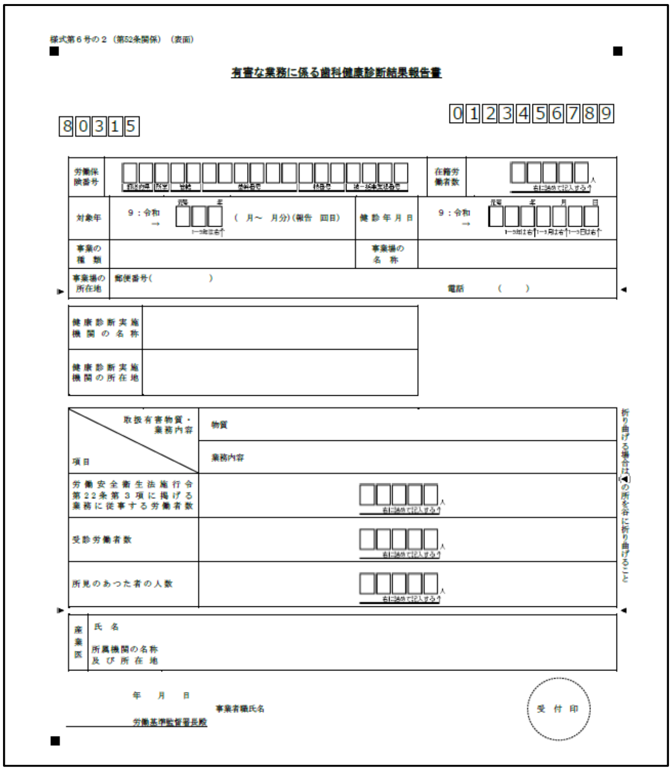

様式第６号の２（第52条関係）（表面）

有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書

80315

0123456789

労働保険番号	□□□□□□□□□□□□□□□□□□	在籍労働者数	□□□□□人 右に詰めて記入する↑
対象年	9：令和→ □□□ 1～9年は右へ↑ （　月～　月分）（報告　回目）	健診年月日	9：令和→ 元号□ 年□□ 月□□ 日□□ 1～9年は右へ↑1～9月は右へ↑1～9日は右へ↑
事業の種類		事業場の名称	
事業場の所在地	郵便番号（　　　） 電話（　　）		

健康診断実施機関の名称	
健康診断実施機関の所在地	

取扱有害物質・業務内容 ／ 項目	物質 業務内容
労働安全衛生法施行令第22条第3項に掲げる業務に従事する労働者数	□□□□□人 右に詰めて記入する↑
受診労働者数	□□□□□人 右に詰めて記入する↑
所見のあった者の人数	□□□□□人 右に詰めて記入する↑

折り曲げる場合は◀の所を谷に折り曲げること

産業医	氏名 所属機関の名称及び所在地

年　月　日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

受付印

変更点

- 歯科健康診断結果の報告書様式が新たに定められました。
- 定期健康診断結果の報告様式からは、歯科健診の記載欄がなくなります。

各種健康診断結果報告書は、厚生労働省のウェブサイトに掲載しています。
ダウンロードしてご利用ください。

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/18.html

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署